

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	精神保健判定医等に対する養成研修	担当部局・担当課室	社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令（平成16年厚生労働省令第150号）第7条第4項	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○ 事務・事業の創設趣旨</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づき、重大な他害行為を行った者に対し、精神障害の特性に応じて、円滑な社会復帰を促進するため必要な医療を国が実施することとされ、当該法の対象者の処遇決定に当たっては、裁判官とともに医療観察法に規定する精神保健審判員（処遇の決定を行うため、地方裁判所が精神保健判定医より選任）との合議体で判断がされ、また、その際には専門的知識を有する精神保健参与員（精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者より、地方裁判所が選任）に処遇の要否及びその内容について意見を聞くことができる。そのため、医療観察法対象者の処遇の適切な決定に当たっては、精神保健審判員及び精神保健参与員の確保が重要であることから、法令に定める研修を実施する者については、厚生労働大臣が指定し実施させることとした。</p> <p>○ 事務・事業の内容</p> <p>精神保健判定医及び精神保健参与員候補者については、厚生労働大臣が名簿を毎年作成の上最高裁判所に送付し、地方裁判所がその名簿の中から選任し、処遇事件毎に任命されることとなる。当該名簿に記載される者については、厚生労働大臣が指定した者により研修を実施する。</p>		
事務・事業の目的	医療観察法に規定する精神保健判定医及び精神保健参与員候補者に対し、法令に定める研修を実施する。		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		

料金等・積算根拠	別紙のとおり。
事務・事業の実績等	○ 実績（令和3年度） 年間実施件数3回（1ヶ月の期間でオンデマンド講義も実施） 受講者数283人
国からの補助金等	○ 補助金・委託費等（令和3年度）：15,673千円 内容：公益社団法人日本精神科病院協会に対する精神保健判定医及び精神保健参与員候補者への研修事務・事業実施の委託
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	○ 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。指定・登録等の基準及び指定・登録等を受けた法人について、これまでに見直しを行っており、これらに係る事項等をインターネットで公開した。
事務・事業の必要性・有効性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務・事業の必要性 医療観察法の対象者の増加にともない、引き続き、処遇の決定を行う精神保健審判員及び精神保健参与員の確保が重要であり、本事業を実施することは必要である。</li> <li>● 事務・事業の妥当性 司法精神医療に対する十分な知見を有する者を指定した上で研修の実施をしており、本事業は妥当に実施されている。</li> <li>● 事務・事業の有効性 本事業により必要な精神保健審判員及び精神保健参与員が確保され、医療観察法に基づく処遇の決定は適切に実施されている。</li> </ul>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定等を行う妥当性 仮に精神保健審判員及び精神保健参与員の研修に関する業務を国で実施するとなれば、司法精神科医療に対する十分な知見を有する職員の確保や養成が必要となることが想定され、経費等の面で実行困難と考える。そのため、指定等制度を採用しているところである。</li> <li>○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定等の基準の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を実施する能力を有するものを公募した上で、能力を有する者に対して厚生労働大臣が指定しており、確実な事業実施のため妥当である。</li> <li>・ 厚生労働大臣の指定を受けた法人は、不正行為を行ったとき等は、指定の取消をされることになっている。</li> </ul> </li> <li>● 実施主体としての指定等法人の適格性 公募を行った上で、司法精神医療に十分な知見を有する者であって、確実に事業を実施する能力を有する者を指定しており、その結果、効果的な研修が行われている。</li> </ul> </li> </ul>
政策効果の把握の手法及びその結果	事業報告書等

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）</p>	<p>○ 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者の研修の実施により、必要な数が確保されており、医療観察法の対象者の増加も踏まえ、引き続き、事業を実施することが必要である。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

- ・公益社団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益社団法人 (1 法人)			
公益社団法人 日本精神科病院協 会	令和 3 年 6 月 24 日 (毎年度公募 により募集)	03-5253-3311	－ (委託費により実施)